

令和8年3月11日（水曜日）

厚生委員会

第3委員会室

出席委員

重田一政、前川藤枝、中西祥子、竹尾浩司、
八木隆次郎、竹中隆一、萩原唯典、三浦充博、
西村しのぶ

開会

9時54分

市民局

9時54分

前回の委員長報告に対する回答

・令和8年2月21日から23日までの3日間において支所及びコンビニエンスストアにおける証明書の交付サービスが停止することであるが、コンビニエンスストアの証明書交付サービスの停止は、若い世代への影響が大きいと思われるので、周知に当たっては、広報ひめじなどの紙媒体だけでなく、幅広い媒体を活用し、しっかりと情報が行き届くよう工夫をされたいことについて

コンビニ交付サービスの停止については、従来の広報ひめじ及び市ホームページへの掲載、姫路市公式LINEでの配信や、住民窓口センター及び出先事務所に設置しているデジタルサイネージでの広報に加え、新たにイオンモール姫路大津、イオンモールリバーシティ、ゆめタウン姫路、姫路駅中央コンコースに設置されているデジタルサイネージでも周知を実施した。なお、停止期間中は大きな混乱もなく終了することができた。今後も様々な媒体を活用し、広く市民に必要な情報が行き届くよう検討していきたい。

付託議案説明

- ・議案第24号 姫路市立公民館条例の一部を改正する条例について
- ・議案第46号 姫路市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

報告事項説明

- ・第4次姫路市市民活動・協働推進事業計画の計画期間の延長について
- ・市民局における令和9年度の指定管理者制度更新予定施設について
- ・令和8年度以降の姫路市消費者教育の推進について
- ・旧アイランドハウスいえしま荘のサウンディング型市場調査結果について

質疑・質問

10時15分

（質問）

議案第24号、姫路市立公民館条例の一部を改正する条例については、菅生公民館及び置塩公民館の大規模改修に伴い室名及び使用料を改正するほか、香呂南公民館を設置し、その位置及び使用料について定めようとするものであるが、公民館の大規模改修の内容や使用料の金額についてはどのように決定しているのか。

（答弁）

大規模改修に当たっては設計前に地元自治会や利用者の意見を聞き、現状の居室ごとの使い勝手や利用率などを踏まえレイアウトの検討を行っている。

使用料については、市で統一された1平方メートル当たりの単価に基づいて決定している。

（質問）

公民館の大規模改修は年間何件程度行い、その順番はどのように決定しているのか。

（答弁）

築年数が25年を経過した公民館から順次大規模改修を実施しているが、予算上年間2館程度の実施にとどまっており、築30年以上経過している館も複数残っている状況である。

（質問）

地元への意見の聞き取りはどのようにして行っているのか。

（答弁）

基本的には市の改修計画に基づき改修時期を迎える公民館の地区へ市から出向いて行っている。しかし、既に30年以上経過している公民館もあるため直接の改修要望も普段から受けている。

（要望）

引き続き、地元住民の声に耳を傾けながら取り組まれない。

（質問）

置塩公民館の改修に伴い置塩サービスセンターを同公民館内に移動することだが、同センターの建物はどのようにするつもりなのか。

（答弁）

取り壊す予定である。

（質問）

跡地の利活用はどのように考えているのか。

(答弁)

跡地の利活用計画については未定であり、今後庁内で検討していきたい。

(要望)

公民館とサービスセンターが統合されることで地元住民の利便性は向上すると思うが、今後は跡地活用についてもしっかり検討されたい。

(質問)

改修前後の図面を見ると、レイアウトの変更はないものの名称が変更されている居室があるが、どのような改修となるのか説明してもらいたい。

(答弁)

合併町の公民館については旧来の居室名称をそのまま使用していたが、条例改正に合わせ市の統一ルールに基づく名称に変更しようとするものである。

(質問)

現在エレベーターが設置されてる公民館はどの程度あるのか。また、エレベーター設置を求める要望はあるのか。

(答弁)

市内の2階建て以上の公民館は62館あり、そのうちエレベーターが設置されているのは菅生・置塩公民館を含め18館である。

また、エレベーターの設置要望については、大規模改修の要望とともに多く受けている。

(質問)

議案第46号、姫路市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定については、マイナンバーカードの交付申請や電子証明書等に関する事務を取り扱う郵便局として、指定済みの姫路郵便局に加え、新たに市内全域の91の郵便局を指定しようとするものであるが、今後は郵便局でも更新後のマイナンバーカードを受け取ることが可能となるのか。

(答弁)

郵便局で可能となるのはマイナンバーカードの交付申請の受付や電子証明書の更新までであり、カード自体の交付は行わない。カードを受け取るには市役所本庁へ出向いて直接交付を受けるか、支所等出先機関で郵送受取の申請を行う必要がある。

(質問)

現在、マイナンバーカードの更新で市役所1階の窓口が非常に混雑しているが、前年度から先行して事務を行っていた姫路郵便局では混雑によるトラブルなどはなかったのか。

(答弁)

姫路郵便局の令和7年度の受付件数は1か月当たり10件程度で、混雑やトラブルの報告は受けていない。

一方で、市役所1階窓口の混雑は続いていることから、事務委託を行う郵便局数の拡充だけでなく、予約制の導入やJR東姫路駅前の特設センターでも電子証明書の更新が可能であることなど、既存の取組を周知することで分散化を図りたい。

(質問)

身近な郵便局でマイナンバーカードの交付申請等が可能となることについて、どのように周知しているのか。

(答弁)

手続可能な郵便局については自治会回覧によって周知していきたいと考えている。

また、電子証明書の更新通知に特設センターへの案内を記載するなどし、分散化を促したいと考えている。

(質問)

現在、姫路郵便局ではマイナンバーカードの交付申請の受付と電子証明書の更新及び暗証番号の再設定の事務を行っているが、今回新たに指定する全ての郵便局で姫路郵便局と同様の手続を行うことができるようになるのか。

(答弁)

姫路郵便局と同じ範囲の事務を行うのは、御着、飾西、姫路江鮎、下手野、網干駅前、菅生潤郵便局の6局であり、その他85局の郵便局ではマイナンバーカードの交付申請の受付事務のみとなっている。

(質問)

施設規模や職員数などからして姫路南郵便局が姫路郵便局と同範囲の事務を行わないのはなぜか。

(答弁)

郵便局ごとの取り扱う事務の範囲は市が一方的に指定するのではなく、日本郵便株式会社近畿支社が各郵便局の希望等を取りまとめた上で協議、決定している。

本市としても姫路南郵便局などの規模の大きい郵

便局にはなるべく広範な事務を行ってほしいと考えているが、今回は郵便局側との協議に基づく結果となっている。

(要望)

住民窓口センターの混雑解消の観点からも、姫路郵便局と同様の範囲の事務を行う郵便局が少しでも増えるよう日本郵便と交渉を続けられたい。

(質問)

私は過去にある市民から、マイナンバーカードの更新で支所を訪れた際に支所職員の誤った案内によって本庁と支所を行き来したという苦情を聞いたことがある。

このたび、多くの郵便局職員が経験のない事務を行うことになる上、各郵便局で取り扱う事務の範囲が異なるから同様のトラブルが増えるのではないかと懸念するが、どのように対策しようと考えているのか。

(答弁)

指摘の事例については支所職員の知識不足が原因であり、該当の市民に対しては申し訳なく思っている。今後は同様の事例がないよう研修など市職員の知識習得に努めたい。

また、郵便局職員に対しても市からしっかり研修を行いたいと考えている。

(要望)

事務開始当初はトラブルが発生しやすいため、郵便局職員への研修と情報共有を徹底し、市民が混乱することなく円滑に手続きができるよう万全な準備をされたい。

(質問)

各郵便局において、手続きの際のプライバシー確保や情報漏えい防止のための対策はどのようにする予定なのか。

(答弁)

各郵便局内にパーティションで区切られた専用ブースを設け、そこに専用端末を置いて事務を行うことでプライバシーに配慮するようにしている。

(質問)

他都市では郵便局の配達員による空き家の見守り活動などを実施していると聞いたことがあるが、マイナンバーカード関連の事務以外の郵便局の活用について何か検討していることはあるのか。

(答弁)

空き家の見守りのほかにも道路の陥没状況の確認など様々な郵便局との連携事例があると認識しているが、現在、市民局としてはマイナンバーカードの関連業務以外は考えていない。

(要望)

郵便局は市民にとって身近な地域の拠点である。今後も様々な市の事業において連携を図り、ともに地域を盛り上げる取組を検討されたい。

(質問)

郵便局1局当たり、どの程度の事務委託料がかかるのか。

(答弁)

まず、初期導入費として1局当たり2万円、毎月の固定費として電子証明書の更新事務を行う郵便局に対しては月額1万8,000円、それ以外に対しては月額1万2,000円かかっている。また、それに合わせ、交付申請の受付等の手続き1件ごとに従量費が加算されていくことになる。

(質問)

その金額はどのようにして決定しているのか。

(答弁)

総務省と日本郵便株式会社が毎年協議の上で基準額を決定しており、全国一律にその基準額で業務委託契約を締結することとなる。

(質問)

第4次姫路市市民活動・協働推進事業計画は、令和7年度末をもって計画期間が満了となるものの、同計画の基礎となる姫路市市民活動・協働推進指針が平成19年の策定以後一度も改定されておらず、人口減少や自治会加入率減少といった昨今の課題に対応するものとなっていないため、同指針の見直しを含む抜本的な検討を行うべく、計画期間を当分の間延長することであるが、延長に当たり必要な手続はないのか。

また、どの程度の期間延長をしようと考えているのか。

(答弁)

現行計画をそのまま延長するため、特段の手続は必要なく、延長期間としては1~2年を想定している。

(質問)

同指針が長期間改定されておらず、時代に合わなく

なっていたことは何年も前から分かっていたことである。なぜ、計画期間の満了に間に合うよう改定に着手しなかったのか。

(答弁)

指摘のとおり、行政として怠慢であったと反省している。担当局長に着任後、計画の土台となる指針が古く、現状にそぐわないものであることに気づき、このまま同計画を更新し続けることはできないと判断したものである。着手が遅れたことはおわびするが、今回、指針の在り方そのものを含めた抜本的な検討を行うため、一旦立ち止まる時間をいただきたい。

(質問)

本来、計画期間満了の1~2年前から着手すべきことであり、その反省が報告資料から全く読み取れない。行政として自らの怠慢を認め、その反省の上で立て新たな計画を策定するという姿勢でなければならないと思うがどうか。

(答弁)

指針策定後、一度も見直すことなく18年間が経過したことは、まさに怠慢という言葉に尽きると反省している。今後は先延ばしにすることなく、責任をもって前に進めたい。

(質問)

同指針見直しの背景の1つには、自治会加入率の減少など地域コミュニティの衰退があるとのことである。

本会議でも質問したが、子ども会は教育委員会、老人クラブは健康福祉局といった縦割り行政が地域全体の活力低下を招いている一因であると考えており、従来どおりの所管課による個別支援を続けていくだけでは、地域コミュニティの衰退に歯止めはかからないと思う。

今回の指針見直しに当たり、自治会だけでなく子ども会や老人クラブといったその他の地域団体も視野に入れ、市として横断的に支援していく視点を持つ必要があると考えるがどうか。

(答弁)

縦割りであるからこそ各団体の特性に応じたきめ細やかな支援ができている側面もあると考えている。

しかし、高い加入率を誇ってきた本市の自治会ですら加入率が90%を割り、ほかの地域団体の加入率は

さらに低い状況にある今、何らかの対策が急務であるとは考えている。

まずは地域の中核である自治会をしっかりと支え、加入率を維持することができれば、その他の地域団体も巻き込んだ新たな地域活動の輪が生まれる可能性もあると考えており、市役所内の部署は縦割りではあるが、市民局がリーダーシップを発揮し、新たな地域コミュニティの活性化策を考えていきたい。

(質問)

認識は共有できていると感じるが、やはり市の窓口が違えば自治会とその他地域団体同士で連携するのは難しいと思われる。結果として現場の各団体はやせ細り、解散するところも出ているのが現状である。

やはり、地域コミュニティの活性化には、地域の中核である自治会が、同じ町内の老人クラブや子ども会を含めた地域全体のことを考え、これまで以上の役割を担っていくしかないと考える。

自治会の負担増も懸念されるが、今回の計画見直しでは自治会だけでなく地域コミュニティ全体の活性化につながるような計画にすべきであり、なるべく早く示してもらいたいと思うがどうか。

(答弁)

委員の意向と市の取組は方向性は同じであると考えている。

人口減少社会における地域コミュニティの活性化は日本中で課題となっており、成功事例がないのが実情であるが、調査・研究を進め、本市の自治会加入率低下に歯止めをかけ、地域コミュニティが活性化できるよう全力で取り組んでいきたい。

(質問)

市内の全公民館においてWi-Fiが整備され、令和6年3月から利用が開始されているが、1館当たりの導入費用と維持費はどの程度となっているか。

(答弁)

1館当たり2~3台のアクセスポイントを設置しており、アクセスポイント1台当たりの導入経費が23万1,702円、保守費用が月額1,407円かかっている。

(質問)

Wi-Fiを整備したことによる効果として、どの程度利用者の満足度が向上したのか。

(答弁)

全てがWi-Fi整備による効果とは断定できないが、整備前後で利用者が1万4,000人増加している。

また、実際に幾つかの公民館を視察したところ、多くの子どもたちが集まってスマートフォンやタブレットを利用しており、新たな子どもの居場所づくりとしての効果を実感している。

(質問)

Wi-Fiを整備したからといって、それだけを目的に新規利用者が増加するとは考えにくい。私としては、従来から公民館を利用していた市民が便利になったと喜んでくれているなら十分な成果であると考えている。利用者数の増減よりは、むしろ、既存の利用者がどのように感じているのかに着目した効果検証を行ってみたいと思うがどうか。

(答弁)

指摘の項目については、館長会議の場を活用するなどして各公民館長へヒアリングを行い検証していきたい。

(質問)

住民窓口センターでマイナンバーカードの更新手続のために長時間待つ市民に向けて、Wi-Fiを整備することは考えていないのか。

(答弁)

デジタル戦略室が主体となって令和8年3月中に市役所1階ロビーにWi-Fiを整備する予定と聞いている。

(質問)

令和7年度末で計画期間が満了する姫路市消費者教育推進計画について、本来なら現行計画を一部改訂し5年間の期間延長を行うところであるが、今後は同計画に替えて、新たに長期的な基本方針を示した「指針」を策定するとともに、年度ごとに重点的に取り組む事業を「主な取組」として定める運用に改めるとのことである。この運用変更の理由とメリットについて説明していただきたい。

(答弁)

現行の運用の課題としては、計画と具体的に取り組む施策が一体であるため、計画に定めのない事項へ対応するには計画変更が必要で、新たな施策を速やかに実行できない可能性があり、日々変化する消費者トラブルへの対応が困難であった。

また、計画期間である5年後を予測しながら施策を定める必要があり、実効性を担保することが困難であった。

さらに、同計画の内容は国や県の上位計画とほぼ重複し、重要な部分は同計画の概要版に集約されていることから、本市が同計画を策定する意義が薄れていた。

そこで、同計画に代えて、本市の消費者教育における基本的な方向性である「指針」と、年度ごとに具体的に取り組む施策である「主な取組」を分けて策定することで、その時々々の社会情勢に応じた柔軟かつ実効的な施策展開が可能になると考えている。

また、これまで設定していなかったKPIを新たに設定し、毎年度施策の検証を行うことで、施策の実効性を継続的に高めていきたいと考えている。

(要望)

昨今の詐欺等の手口は巧妙かつ変容が早いのが特徴であるため、この運用変更は非常に有効な改善であると思われる。期待される効果が最大限発揮されるようしっかり取り組まれない。

(質問)

昨今はインターネットを通じた消費者トラブルへの対応が若年層からシニア層までの全ての世代に共通する課題であると思う。本市では高齢者に対するデジタル・ディバイド事業を実施しているが、全年齢を対象としたネットトラブルに関する相談・啓発を行う専門部署を設置してはどうか。

(答弁)

デジタル・ディバイド対策については、市全体での対応が必要であると考えている。

ネットトラブルに限らず消費者トラブルの被害拡大を防ぐには、独りで抱え込まず早期に相談してもらうことが重要であると考えており、まずは、まだまだ認知度の低い消費生活センターのPRに注力したいと考えている。

(質問)

花の北市民広場大ホールが空調設備の故障により令和8年5月から10月まで使用を休止する予定とのことであるが、当該空調設備は昨年も故障している。当該施設は令和8年度末に廃止する市民会館の代替施設と位置づけているものの、このような状態でその役割を果たせるとは思えないがどうか。

(答弁)

指摘のとおりであり、まず、利用者には大変申し訳なく思っている。

今回の故障の原因となった冷房装置は16年以上前に製造されたものであり、既に部品の供給も終了していることから早期復旧は難しい状態である。

同施設以外にも建築から40年以上経った施設を多く所管しているが、予算の制約もあり、大規模改修や設備の更新時期を迎えていても予定どおりに実施できておらず、同施設と同様の事態が起りかねないと危惧している。

施設マネジメント課とも連携しながら老朽化の進むこれら施設の対応を検討していきたい。

(要望)

市民会館の代替施設とするなら従来の市民会館の利用者の需要には最低限応えられるものでなければならず、現状は非常に遺憾である。花の北市民広場全体が非常に老朽化しており、駐車場の整備も含め、根本的な施設改修計画の検討に取り組まれない。

市民局中断

11時14分

【予算決算委員会厚生分科会（市民局）の審査】

市民局再開

11時44分

(質問)

本市は全国的にも極めて高い自治会加入率を誇っているものの、人口減少や生活スタイルの多様化により加入率は年々低下し、役員の高齢化、担い手不足も相まって自治会活動の将来的な継続が危ぶまれる状況である。

他都市では、自治会加入率減少に歯止めをかける有効策として自治会加入を推進する条例を制定している例もあるが、比較的高い自治会加入率を維持できている今のうちに有効な対策を取らなければ自治会の衰退に歯止めがかからなくなるおそれがあることから、本市においても早期に類似条例を制定してもらいたいと考えているがどうか。

(答弁)

市としても自治会加入率の減少については、今のうちに歯止めをかけなければ地域コミュニティが一気に崩壊しかねないと強い危機感を持っており、自治会

加入を推進する条例については加入率減少に歯止めをかける有効策の1つになり得るのではないかと考えている。

全国で制定されている条例の中には、東日本大震災を契機に共助の観点からつくられた条例と、近年の人口減少・担い手不足に着目してつくられた条例があり、より本市の実情に即した後者の条例を中心にその目的、効果等を調査研究しながら前向きに検討していきたい。

(質問)

当該条例をつくったからといって全てが解決するわけではないが、その過程で実施される様々な実態調査や議論によって地域が抱える問題点が浮き彫りになり、行政が果たすべき役割が明確になることに意義があると思う。

また、かつては行政が婦人会や自治会をイベント動員や寄附金集めの下請けのように扱い、結果として団体の疲弊を招いた歴史があるが、行政と自治会等地域団体が対等なパートナーとして協力しあう協働の関係を保障するためにも当該条例は必要であると考えているがどうか。

(答弁)

指摘のとおり、条例を制定するだけで加入率低下が収まるわけではなく、その過程で、なぜ自治会が必要なのか、どのように地域に役立っているのかといった点を十分議論することが重要であると考えている。

また、自治会と行政の関係については、自治会はともに地域を支える協働のパートナーであり、人口減少や財源不足で行政のできることが限られていく中で本市にとって必要不可欠な存在であると考えている。

当該条例の有効性が検証され、制定するとなった際にはこれらの観点を含めしっかり検討したい。

(意見)

当該条例は予算執行の根拠を明確にするためにも有効であると考えている。

例えば新規事業の自治会活動のデジタル化支援については、条例という基本的な政策がないために、自治会にどこまで財政支援をすべきかといった妥当性や範囲が曖昧になっていると感じる。そうした予算措置の妥当性や有益性を明確にする観点からも当該条例は有効であると考えている。

役職定年者及び退職者挨拶 11時50分
市民局終了 11時54分
休憩 11時54分

再開 12時56分
健康福祉局 12時56分

前回の委員長報告に対する回答

・姫路市すこやかセンターのあり方検討懇話会について、施設の存廃について、市民の納得を得るためには、その検討段階から利用者の意見を聞く機会を設けることが重要であると思われることから、機会の創出について前向きに検討されたいことについて

懇話会は、公開で開催し、公正かつ透明性のある会議の運営に努めており、在り方の検討段階から、市民へ情報を開示している。また、市民から、広く声を聴取する機会として、新たな公共施設等総合管理計画（案）の中で、今年度中にすこやかセンターの存続・廃止を含めた方向性を決定する方針であることを示して、パブリック・コメントを実施し、多くの意見を聴取したところである。

・高齢者・障害者の交通優待助成事業におけるデジタルチケットの導入について、市だけでなく、利用者や事業者それぞれにも大きなメリットがあるということが伝わるということが重要であると考えられることから、効果的な周知方法について検討されたいことを、

また、鉄道の優待助成については再開を望む多くの市民の声に応えるためにも引き続き全国的な事例調査に努めるとともに、導入手段に関するあらゆる可能性について検討を重ねられたいことについて

他都市の事例調査に加え、JR西日本などの鉄道事業者とともに、鉄道利用に限定した新たな仕組みの構築について、検討を継続しているところである。

また、令和8年度には、JR西日本との連携のもと、鉄道利用の実績に応じたポイントを還元する実証事業を始められるよう協議を進めている。当該実証事業の効果検証を行うとともに、今後も鉄道助成再開の検討を含め、持続可能な交通優待助成事業の推進に努めていく。

付託議案説明

・議案第26号 姫路市福祉医療費助成条例の一部を

改正する条例について

・議案第27号 姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

・議案第28号 姫路市介護保険条例の一部を改正する条例について

報告事項説明

・姫路市すこやかセンターのあり方検討結果について
・姫路市地域福祉事業計画の策定に向けた対応について

・姫路市障害福祉推進計画（第7期）の中間見直しに向けた対応について

・健康福祉局における令和9年度の指定管理者制度更新予定施設について

・姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果及び最終とりまとめ（案）について

・姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画（第10期）の策定に向けた対応について

質疑・質問

13時26分

（質問）

大規模改修の検討時期を迎える姫路市すこやかセンターについて、有識者によるあり方検討懇話会を立ち上げ検討を重ねた結果、多額のライフサイクルコストに比べて利用者が限定的であり、有用な事業効果が見られないとして、指定管理期間が終了する令和9年度をもって廃止するとのことであるが、これまで同センターで実施していた事業については今後どのようにしていこうと考えているのか。

（答弁）

1階の温水プール等で実施している健康づくり事業については、類似の民間施設の利用やほかの公共施設の活用を促していき、2階で実施している老人福祉センターの事業については、高齢者にとって身近な場所である公民館や地区市民センター等を元気になる地域拠点として活用し、多様な通いの場が生まれるように支援していきたいと考えている。

また、老人クラブを通いの場の一類型として捉え、活動助成金の交付要件の緩和など活動の活性化につながるよう支援を強化していきたいと考えている。

（質問）

同センターの廃止後は、地域や民間の力を活用し、通いの場を充実させていくことで、より多くの高齢者の介護予防につなげていく方針とのことである。

しかし、そのためには単に場所の確保にとどまらず、各地域に主体的に通いの場を運営する団体が確保できていることが不可欠であるが、受皿となる団体の見込みは立っているのか。

(答弁)

地域の老人クラブは、既にそれぞれの地域特性に応じた多様な活動を展開しており、まずは、その活動状況を市としてより詳細に把握したいと考えている。その上で老人クラブが、さらにほかの主体と連携できるような支援を行うことで、より良い活動事例を創出し、その他の地域へも展開していきたいと考えている。

具体的な通いの場の確保の見込みについては、今後、懇話会の意見も踏まえ、地域の高齢者の実情をよく知る老人クラブや地域包括支援センターと十分に意見交換しながら検討を進めていきたいと考えている。

(要望)

各地域で団体の活動状況や担い手の有無にばらつきがあると思われるので、それらの実情をしっかりと把握し、受皿として機能する具体的な見込みを早期に立てられたい。

(質問)

あり方検討懇話会の委員から、多世代交流というコンセプトが十分機能していないという指摘があったようだが、その原因をどのように分析しているのか。

(答弁)

利用者の分析を行ったところ、高齢の利用者の居住地域に著しい偏在性があったことが判明した。様々な地域から子ども連れや高齢者が訪れ、世代を超えて交流するという当初の想定にはそぐわない施設であったと反省している。この点は、今後の地域への政策展開における重要な検討材料として生かしていきたい。

(質問)

同センター廃止の決定について、既存の利用者や市民に対し、今後どのように周知していこうと考えているのか。

(答弁)

令和8年3月中に1階の健康づくり施設の利用者を対象とした説明会を開催する予定である。2階の老人

福祉センターの利用者については、関係する老人クラブと引き続き協議していきたい。3階の子育て支援施設の利用者へは、所管のこども未来局が対応すると聞いている。

(要望)

姫路市公共施設等総合管理計画(案)に対するパブリック・コメントでは、408件もの同センターの存続を望む意見が寄せられていることから、利用者への丁寧な周知と説明を徹底されたい。

(質問)

同センターと楽寿園で実施されている校区登園事業については今後どのようなようになるのか。

(答弁)

校区登園事業については、同センター廃止後は基本的に楽寿園のみでの実施となるが、ほかの公共施設の活用もできないか、今後、老人クラブに対し提案していきたい。

(質問)

1階の温水プール等で実施している健康づくり事業については、類似の民間施設の利用のほか、その他の公共施設の活用を促していくとのことだが、類似の民間施設や公共施設とは何を指しているのか。

(答弁)

類似の民間施設とは、温水プールやトレーニングジムを有する民間施設を指している。同センターが建設された平成14年当時は市内中心部に9施設しかなかったが、現在では23施設にまで充実しており、それらの活用を促していきたい。

ほかの公共施設とは、夢前福祉センターや香寺温水プール、網干健康増進センターや令和8年10月開館のひめじスーパーアリーナなどの公共施設を指している。

(質問)

老人福祉センターの一般登園の実利用者数は年間800人と60歳以上人口の1%に満たず、こうした実績から事業効果が薄いと判断され、廃止を決定したものと推察するが、どの程度の利用者数があればライフサイクルコストに見合う事業効果があったとして存続の判断となったのか。

(答弁)

どの程度の利用があれば同センターを存続したか

という明確な分岐点を示すことは難しいが、施設全体の利用者数はピーク時に比べ約2割減少しており、利用者の居住地域にも著しい偏りがあったことから、あり方検討懇話会の意見も踏まえ、多額のライフサイクルコストをかけて特定の拠点施設を維持するよりも、通いの場を充実させ、より多くの高齢者の介護予防に資するよう施策を転換することが重要であると判断したものである。

(質問)

同センター廃止後、既存の利用者に対しては、その他の公共施設や民間施設の利用を促していくとのことであるが、民間施設を利用することによる負担増への補助などは考えていないのか。

(答弁)

代替施設利用に伴う新たな利用料負担への補助の在り方については今後検討していきたい。

(質問)

同センターの廃止は、利用者の減少や財政面からやむを得ないと思うものの、民間施設の利用に伴う費用負担の増加や近隣に代替施設がない地域の問題を残したままでは市民の理解は得られないと思われる。

市民の理解を得るためには、単に代替施設への移行を促すだけでなく、それぞれの地域の特性や課題を踏まえて、今回の政策転換を機に、市内の全ての高齢者が身近な地域で健康づくりに取り組めるようになるよう、もっと包括的な政策を示す必要があると思われる。

特に、同センターの利用者の減少は、活動母体である老人クラブの会員数の減少と無関係ではないと思われることから、地域コミュニティの衰退が高齢者の孤立や健康悪化につながらないように、老人クラブの活性化支援と一体で今回の政策転換に取り組んでいくべきと考えるがどうか。

(答弁)

老人クラブについては、本市の通いの場の一類型として捉え、さらなる活性化を促すため、活動助成金の交付対象となる会員数を最低30人から15人に緩和するなど、支援を強化していきたいと考えている。

本市の老人クラブは、会員数が減少したとはいえ中核市において会員数は第1位、加入率も第2位であり、今、対策すればV字回復も可能だと考えている。

今後も老人クラブの意見を伺いながら、活性化につながるよう積極的に取り組んでいきたい。

(要望)

老人クラブにおいては、役員の成り手不足も深刻な課題である。役員の負担を軽減し、誰もが気軽に加入できるような環境を整え、老人クラブに加入することのメリットを感じられるような政策も検討されたい。

(質問)

令和9年度から令和14年度までを計画期間とする姫路市地域福祉計画の策定に向け開催する計画策定会議の構成委員に、地域の実情を最もよく把握していると思われる地域包括支援センターの職員が含まれていないのはなぜなのか。

(答弁)

地域福祉計画においては、福祉関係者として、高齢者、障害者事業に係る委員のほか、地域福祉推進計画を策定し、市と一体となって地域福祉を推進する立場から社会福祉協議会の職員を構成員としたいと考えている。

地域包括支援センターについては、姫路市高齢者保健福祉計画や姫路市介護保険事業計画の策定会議の委員として、高齢者支援に関する専門的知見を生かしてもらっている。

(質問)

令和8年3月に改訂予定の姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画について、最終とりまとめ案の82頁に「市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う」と記載されているが、具体的にどのような内容の情報を市民と共有するのか。

(答弁)

国から提供されるワクチンの有効性、安全性、副反応などといった情報を市ホームページ等を通じて速やかに市民へ提供することを想定している。

また、今回の計画では、市が把握した地域の接種状況等のデータを国の要請に応じてフィードバックすることも想定している。

具体的な情報提供の手段や内容については、令和9年度以降に作成を予定しているマニュアルに定めていきたい。

(質問)

同計画の改訂方針として、「コロナに対する市の取

組の検証で明らかとなった課題を踏まえる」とあるが、具体的にどのような課題が明らかとなったのか。

(答弁)

新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した施設に対する誹謗・中傷やマスク等医療資材の不足、検査機関の体制が不十分であったことから 1 日の検体数が少なかったなどの課題が検証により明らかとなった。

なお、これら検証結果については、姫路市新型コロナウイルス感染症対応記録・検証報告書に取りまとめ、市ホームページで公開している。

(質問)

議案第 28 号、姫路市介護保険条例の一部を改正する条例について、条例の改正意図について説明してもらいたい。

(答弁)

介護保険料は 3 年ごとに策定する介護保険事業計画において徴収額を一定に定めており、令和 6 年度から令和 8 年度まで一定額での徴収となっている。

しかし、令和 7 年度税制改正において、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられたことに伴い、個人住民税の課税状況や合計所得金額を基に決定される介護保険料の収入不足を防ぐ観点から、令和 8 年度分の第 1 号被保険者の介護保険料に限り、控除を税制改正前のものとして算定するように改正を行うものである。

(質問)

高齢化の進展により将来的な介護保険料の不足が懸念されるが、どのように対策していこうと考えているのか。

(答弁)

85 歳以上の要介護認定率は約 67%となる。

2035 年には全ての団塊の世代が 85 歳以上を迎え、85 歳以上人口のピークとなることから、少しでも介護給付費を抑えられるよう、介護予防事業に力を入れていきたい。

(質問)

議案第 26 号、姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、これまで県及び本市の福祉医療制度は、国の公費負担医療制度で対象とされる疾病は助成の対象外としていたが、県の福祉医療制度が改

定され、令和 8 年 7 月から指定難病や自立支援医療制度等の国その他の公費負担制度と併用ができるようになったことに伴い、本市においても同様の取扱いとなるよう改正し、受給者の負担軽減を図るとのことである。

これにより、どの程度の受給者が新たに恩恵を受けることになると見込んでいるのか。

また、市民への周知はどのようにしようと考えているのか。

(答弁)

本市における福祉医療対象者は現在約 9 万人おり、そのうち約 2,400 人が今回の改正の対象となると見込んでいる。市民への周知については、7 月の新しい受給者証の更新に合わせて案内を同封する予定である。

(質問)

医療機関においては受付事務の処理方法が変わると思うが、医療機関に対してはどのように周知していくつもりか。

(答弁)

県の医師会、歯科医師会、薬剤師会等へは、令和 7 年 10 月に県から改正内容に係る案内を通知している。本市の医師会等へは、県が作成を進めているレセプトの計算マニュアルが完成次第、案内を通知する予定である。

(質問)

議案第 27 号、姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、国において創設された子ども・子育て支援金制度への納付金に充てるため、市町村の保険料賦課基準額に子ども・子育て支援納付金賦課額が創設されたことに伴い、本市においても令和 8 年度の国民健康保険料から同賦課額を上乗せして賦課できるよう規定の整備等を行うものであるが、これにより 1 世帯当たりどの程度保険料が増額となる見込みなのか。

(答弁)

1 世帯当たり、月額で約 300 円、年額で約 3,600 円の増額になると見込んでいる。

(質問)

保険料が増額することについて、どのように周知していこうと考えているのか。

(答弁)

令和8年4月以降、令和8年6月の当初賦課に向け、国が作成したパンフレット等を活用し、広報ひめじ、市ホームページ、市公式LINE、デジタルサイネージなど様々な媒体で制度の趣旨や内容について事前周知を図りたい。

また、当初賦課の際には、本市で独自に作成した説明チラシを決定通知書に同封し、改めて周知を図るとともに、多数の問合せが予想されるため、専用のコールセンターを設置し対応したいと考えている。

(要望)

国民健康保険の加入者には、高齢者や低所得者など生活が苦しい市民も多く、年間3,600円の増額とはいえ影響は小さくはない。国の制度に基づく増額ではあるものの、なぜこの増額が必要なのかしっかりと市民に理解されるよう、丁寧で分かりやすい周知・説明に努められたい。

健康福祉局終了

14時05分

【予算決算委員会厚生分科会（健康福祉局）の審査】

意見取りまとめ

15時28分

(1)付託議案審査について

・議案第24号、議案第26号～議案第28号及び議案第46号、以上5件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定。

(2)陳情報告について

・陳情第33号について報告。

(3)決議について

(委員長)

本会議や本委員会でも議論があったが、本市の自治会加入率の減少に歯止めをかけるべく、自治会加入を推進する条例の制定を求め、厚生委員会委員で決議をしてはどうかと考えている。審査順序にはないが、当該決議案について協議したいがよいか。

(各委員)

(了承)

(委員長)

案を作成したので配布したい。

(決議案を配付)

(委員長)

決議案について意見はあるか。

(委員)

すこやかセンター廃止後のことを考えても、自治会の衰退を食い止めることは非常に重要であるため、本決議案に賛成である。

(委員)

私自身も自治会長として、婦人会や老人会を含めた地域コミュニティの衰退を肌で感じているところであり、条例を策定し、今のうちに自治会の加入率減少に歯止めをかける必要性を強く感じている。

連合自治会も前向きな姿勢を示しており、条例策定に着手するには最適のタイミングであると考えている。

他都市の類似条例の中には議員提案により策定されている例もあるが、本市においては、執行部が主導しつつ議会が積極的に関与し、両者が一体となって進めることで、地域の実情に即した、より実効性のある条例とすべきである。

・全会一致で決議案を提出することに決定。

・厚生委員会委員全員を提出者として議員提出議案を提出すること、文案は正副委員長に一任すること、提案理由説明者は副委員長とすることに決定。

(4)閉会中継続調査について

・別紙のとおり、閉会中も継続調査すべきものと決定。

(5)委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

15時41分

閉会

15時41分

【予算決算委員会厚生分科会の意見取りまとめ】